

中央銀行デジタル通貨に関する日本銀行の取り組みについて

日本銀行 神山 一成

「中央銀行デジタル通貨」(Central Bank Digital Currency : 以下「CBDC」)とは、民間銀行が中央銀行に保有する当座預金とは異なる、新たな形態の電子的な中央銀行マネーである。CBDCは、中央銀行の負債であり、決済の手段として用いられる。また、当該国の法定通貨建てで発行されることを通じて価値尺度として機能する。

世界的には、CBDC発行に踏み切った、または発行に向けて具体的に動いている国がいくつか存在する。こうした国では、国民の現金使用比率が顕著に低下しているとか、自国通貨や決済に関するインフラが未整備であるため、最新のデジタル技術を全面的に採用して一から決済制度を構築するのが効率的であるなど、差し迫った事情がある。わが国を含め、多くの先進国では、このような事情が存在していないこともあり、現時点でCBDCを発行する計画はない。

もともと、情報通信技術の急速な進歩を背景に、様々な領域でデジタル化が進んでおり、今後、先進国においてもCBDCに対する社会のニーズが急激に高まる可能性がある。一方で、国民生活や経済活動に及ぼす影響の大きさに鑑みると、CBDCの設計は慎重かつ十分な時間をかけて行う必要がある。将来、CBDCが必要になった時点で初めて検討を開始するという点では、適切な政策対応とはいえない。

こうした点を踏まえて、日本銀行は、数年前から、CBDCに関する調査研究や実験に精力的に取り組んできた。例えば、2016年以降、欧州中央銀行との共同プロジェクトにおいて、ホールセール型CBDCに応用し得る分散型台帳技術等に関する実験を続けてきた。

現在は、一般利用型CBDCに関する実証実験プロジェクトを進めている。まずは、概念実証のプロセスを通じて、CBDCの基本的な機能や具備すべき特性が技術的に可能かどうかを検証する。そのうえで、必要と判断されれば、パイロット実験の要否についても検討する。

実証実験と並行して、制度設計面でも検討を深めていくことになる。既に取り組み方針において明らかにしている通り、仮にCBDCを発行する場合には、民間銀行等を通じた二層構造を採用していく。当面は、①中央銀行と民間事業者の協調・役割分担のあり方、②CBDCの発行額・保有額制限や付利に関する考え方、③プライバシーの確保と利用者情報の取扱い、④デジタル通貨に関する情報技術の標準化のあり方などの点について、順次、検討を進めていく予定である。

もとより、決済システムの構築は、中央銀行だけで進められるものではない。CBDCの導入を検討する場合には、システム面や制度面にとどまらず、広範かつ大規模な取り組みが必要であることを十分に認識しつつ、日本銀行では、今後とも、内外の関係者と協力して、様々な知見を今後の検討に活かしていく。